

令和5年度 高等学校等就学支援金の申請手続について

標題の件、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」）の申請手続につきまして、ご案内申し上げます。

この制度は、国公立を問わず高等学校等の授業料の支援として支給される返済不要の国の支援制度です。

今回、新たに受給申請される方は、下記のとおり改めてオンラインでの申請が必要となります。本校ホームページに掲載する利用マニュアルを参照しながら、申請手続を進めてください。

なお、就学支援金については、申請が必要な制度でありますので、申請をしなければ支援を受けることができません。制度の趣旨をご理解の上、対象となる方は申請漏れのないようにご注意ください。

記

<申請手続について>

①令和5年6月現在、受給資格認定を受けている方のうち、

マイナンバーを直接入力して申請した方

→手続は原則的に(※1)ありません。

※1 婚姻・離婚・死別等で保護者に変更があった場合や、転居や海外赴任等によって2022年1月1日から2023年1月1日までの間に課税地の変更があった場合（例：柏市から松戸市、海外から市川市、船橋市から海外など）、保護者等の情報変更手続が必要です。7/17(月)までにe-shienより『保護者等情報変更届出』をお願いいたします。（本校ホームページに掲載されるオンライン利用マニュアル「変更手続編」を参照してください。）

マイナポータルを利用して自己情報を提出・認定申請した方

→e-Shienにて継続意向登録が必要です。7/17(月)までに各自オンライン申請をお願いいたします。

（本校ホームページに掲載されるオンライン利用マニュアル「継続届出編」を参照してください。）

なお、ログインIDとパスワードを紛失してしまった場合は、事務室までご連絡ください。

②令和5年6月現在、受給資格認定を受けておらず、

7月以降新たに申請する方※高校1年生で4月申請分が不認定となり、7月以降改めて申請する場合もこちら

→オンラインでの申請が必要です。

本校ホームページより「申請希望確認書」をダウンロードし、7/12(水)までに事務室窓口へ直接提出してください。（事務室窓口でも配布しています。）

申請希望者には後日、申請に必要な書類をお渡しいたします。

なお、ログインIDとパスワードを紛失してしまった場合は、事務室までご連絡ください。

③就学支援金を申請しない場合

→手続はありません。

<就学支援金の受領について>

本校では支給対象者の方も一旦授業料等学費を納入していただき、後日、決定した就学支援金相当額をまとめてご返金する予定です。

※返金は二回に分け、10月頃と2月頃を予定しています。

<その他>

- ・税の申告を行っていない場合は所得確認ができず、支給額決定の遅れの原因となります。事前に申告手続きを行うようお願いいたします。
- ・年度の途中でも婚姻・離婚や死別による保護者(親権者)等の変更や税の更正によって、支給対象となる場合があります。また、支給額が変更になる場合や対象外になる場合もありますので、必ず事務室にご連絡ください。
- ・この件に関するお問い合わせは事務室窓口または下記へご連絡ください。

専修大学松戸高等学校 事務室 TEL047(362)9101 (代) 担当：古川

以上